

二弁令和3年人第1112号
2021年（令和3年）8月23日

警視庁

警視総監 齊藤実様

第二東京弁護士会
会長 神田安積

警告書

当会は、当会人権擁護委員会の調査の結果、申立人Y氏からの人権救済申立事件について、貴庁に対し、下記のとおり警告します。

警告の趣旨

2020年（令和2年）6月2日及び同月6日から7日までの間、貴庁本部留置場の保護室に収容された申立人に対し、拘束具を使用し、布団等の寝具を使用させず、食事の際に何らの食事用具を使用させなかったことは、憲法18条・31条の人身の自由及び憲法13条前段に反し、人権を侵害した行為と評価される。よって、以下のとおり警告する。

1 拘束具を使用したことに対して

保護室収容者に対して、捕縄、ベルト手錠を使用するに際し、「自身を傷つけ、又は他人に危害を加える」おそれ（刑事収容施設法213条1項2号）について、具体的状況に応じてこれを基礎づける事実が存在するかを判断することなく、捕縄、ベルト手錠を使用しないよう警告する。

また、「留置施設の設備、器具その他の物を損壊する」おそれ（法213条1項3号）についても、実際に特定の設備、器具等が損壊する可能性の有無を踏まえた判断をすることなく捕縄、ベルト手錠を使用しないよう警告する。

2 布団等の寝具を使用させなかったことに対して

保護室収容者に対し、嚙下等により自傷の危険がある物の保護室内での所持を禁止する必要性（通達（平成19年5月31日付け 警察庁丁総発第102号）「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の運用上の留意事項について」第2の7(5)イ(ア)（以下、「本件条項」という。））について、在監中及び保護室収容時に自殺自傷行為に及んだ事実の有無、自殺自傷行為に及ぶような疾患の有無等を考慮して厳格な判断をするよう求め、この判断をすることなく寝具の使用を禁止しないよう警告する。

3 食事用具を使用させなかったことに対して

- (1) 保護室収容者に対し、嚙下等により自傷の危険がある物の保護室内での所持を禁止する必要性（本件条項参照）について、在監中及び保護室収容時に自殺自傷行為に及んだ事実の有無、自殺自傷行為に及ぶような疾患の有無等を考慮して厳格な判断をするよう求め、この判断をすることなく食事用具の使用を禁止しないよう警告する。
- (2) 仮に、上記必要性について厳格に判断した結果、自殺、自傷行為の危険があったとしても、自殺又は自傷行為に使用する危険性のない形状や材質（紙製の先割れスプーン等）の食事用具を使用させるよう警告する。

警 告 の 理 由

1 認定した事実の概要

申立人は、勾留中の令和2年6月2日及び同月6日から7日までの間、警視庁本部留置場の保護室に収容された。

(1) 保護室収容中の拘束具の使用

相手方は、申立人が大声を発し、職員に対して粗暴行為を継続して行ったため、6月6日午前9時4分から申立人に捕縄及びベルト手錠を使用するとともに、同日午前9時11分に申立人を保護室に収容し、保護室収容中の同日午後12時2分までの間、上記拘束具の使用を継続した。

また、相手方は、保護室収容中の申立人が大声を発して保護室の扉を足蹴りする行為を継続して行ったため、6月7日午後5時10分から午後7時18分までの間、申立人に捕縄及びベルト手錠を使用した。

(2) 保護室収容中の寝具・食事用具の使用制限

相手方は、保護室収容中の申立人に対し、自傷の危険がある物として、就寝の際に寝具を使用させず、食事の際に食事用具を使用させなかった。

なお、申立人が相手方に勾留されていた期間に、申立人が自殺・自傷行為に及んだことはなかった。

2 判断

(1) 保護室収容中の拘束具の使用

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という）第213条1項は、留置担当官が被留置者に対して捕縄又は手錠等の拘束具を使用することができる一定の要件を定めているが、拘束具の不適切な使用は被留置者の人身の自由（憲法18条、31条）という重大な法益を侵害し得ることからすれば、拘束具を使用するための要件充足性は厳格に判断しなけ

ればならない。そして、どのような場合に、拘束具を使用するかは、その状況に応じて個別具体的に判断すべきである。

本件においては、申立人の保護室収容時点において職員に対する粗暴行為は行い得なくなっていたものといえ、その他、自傷傾向等が認められていない申立人においては、保護室収容期間を通じて具体的な自傷のおそれがあったともいえないから、本件保護室収容中の拘束具の使用は、法213条1項2号ないし3号の要件を満たさず、申立人の人権を侵害するものである。

(2) 保護室収容中の寝具・食事用具の使用制限

相手方は、法214条1項に定める保護室への収容の目的を達成するため及び、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の運用上の留意事項について(平成19年5月31日警察庁長官官房総務課長発(丁総発第102号))第2, 7(5)イ(ア) (以下、「本件条項」という。)に基づき、自傷の危険がある物として、申立人に寝具・食事用具を使用させなかった。

しかし、就寝時、通常寝具を使用する自由及び、食事用具を使用して食事をする自由は、幸福追求権(憲法13条前段)に属するといえ、未決拘禁者については、無罪推定が及び、原則として一般市民としての自由が認められるべきである。そして、本件条項が、嚙下等により自傷の危険がある物の保護室内での所持を、全ての場合に禁止するのではなく、「必要に応じ」禁止するとの要件を設けた趣旨は、保護室で自傷の危険がある物の所持を禁止することが被収容者の上記人権の侵害にあたり得ることに鑑み、物品所持の禁止に一定の制約を設けたところにあると考えられる。このことからすれば、本件条項の留置業務管理者の「必要に応じ」の判断は、厳格になさなければならない。

本件においては、上述のとおり、申立人に自傷傾向等は認められず、本件の状況下において、寝具及び食事用具の所持を禁止する必要性の判断が厳格になされとはいえないから、本件保護室収容中の寝具・食事用具の使用制限は、申立人の人権を侵害するものである。

また、仮に、被収容者に自殺、自傷行為等の危険があったとしても、紙製の先割れスプーンを使用させる等、食事用具の材質を工夫することで上記危険等を回避することは可能であり、その調達も困難とまではいえない。

よって、食事用具の所持を禁止する必要性について厳格に判断した結果、自殺、自傷行為の危険があったとしても、自殺又は自傷行為に使用する危険性のない形状や材質(紙製の先割れスプーン等)の食事用具を使用させなければ人権侵害にあたるものと認められる。

以上